

第3回原子力委員会定例会議議事録

1. 日 時 令和5年1月31日（火）10:00～10:55

2. 場 所 中央合同庁舎8号館6階623会議室

3. 出席者 内閣府原子力委員会

上坂委員長、佐野委員、岡田委員、青砥参与、畑澤参与
内閣府原子力政策担当室
進藤参事官、梅北参事官、下村補佐

4. 議 題

- (1) 「原子力利用に関する基本的考え方」について（パブコメ結果中間報告）
- (2) リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センターにおける使用済燃料貯蔵事業の変更許可（標準応答スペクトルを考慮した変更等）について（答申）
- (3) その他

5. 審議事項

（上坂委員長）時間になりましたので、第3回原子力委員会定例会議を開催いたします。

本日の議題ですが、一つ目が「原子力利用に関する基本的考え方」について（パブコメ結果中間報告）、二つ目が、リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センターにおける使用済燃料貯蔵事業の変更許可（標準応答スペクトルを考慮した変更等）について（答申）、三つ目がその他であります。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

（進藤参事官）一つ目の議題は、「原子力利用に関する基本的考え方」についてです。

「原子力利用に関する基本的考え方」の改定に向けた検討について、取りまとめの参考とするため、令和4年12月21日第51回原子力委員会定例会にて国民の皆様から意見募集を行う案を議論し、その後、令和4年12月23日から令和5年1月23日の期間で意見募集を行いました。

本日は、意見募集の結果について事務局から中間報告を行います。また、取りまとめに向

けて事務局にて参考資料を作成いたしましたので、その説明を行い、その後議論を行っていただければと考えております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

(梅北参事官) それでは、御説明させていただきます。

パブリックコメントの中間報告ということで資料を用意させていただいておりますけれども、また、この説明の中で申し上げますけれども、非常に多くの御意見を頂いていまして、締切りからまだ1週間しかたっていないということもございまして、実は、今日、どういう御意見があったのか及びその御意見に対して原子力委員会としてどのように考えるかというような案をできれば用意したいというふうに思っていたのですが、事務局の能力不足のところもありまして、今日は間に合いませんでしたので、今日は一枚紙ですね、何件来たのかということをお説明します。

資料1-1です。1ポツ、実施期間ですけれども、12月23日から1月23日ということで、ほぼ1か月強というところでございまして、e-Govという電子政府の窓口がありますけれども、そこを通じてホームページ上で募集したということでございます。

件数ですけれども、御意見の件数は延べ2,036件ということです。これはどう捉えるかということはあるんですけれども、御意見を送付いただくフォームというのがありますけれども、その送付回数というふうに御理解いただければと思います。なので、お一人の方が何度も送っている場合には複数件カウントされますし、また、一つの枠の中、フォームの枠の中に複数の御意見を出していただいている方もいらっしゃいますので、ちょっと実態にはこれよりも多いというか、多くの御意見を頂いたということで、その整理が間に合っていないということでございます。

3ポツですけれども、回答案、本文への反映。できれば今日間に合わせたかったんですけれども、すみません、間に合うことができませんでしたので、基本的には、また来週、再来週と作業できたものからお示したいというふうに考えております。その後、回答案を委員会としてまとめていただくということもありますし、その御意見を踏まえて本文を必要なところを修正するというところで、その修正案も今はまだ事務局で作業しておりますので、来週以降、お待ちください。すみません。よろしく申し上げます。

今日は、もう一つの資料、参考資料もこのパブコメの時期には並行して作業しておりましたので、一つ案が出来上がりましたので御説明をします。非常に大部にわたります。122ページございますので、全部を説明するというわけにはなかなかいかないと思いますので流

すような形で御説明したいと思えます。

まず、目次が見えると思えますけれども、この「基本的考え方」の項目に従って参考資料を付けていくという形にしています。なお、この参考資料というのは、厳密に言うところの「基本的考え方」の原子力委員会決定の中に入るものではないけれども、白の冊子を作ってこの参考資料を載せて国民の皆様理解を深めていただくと、そういう位置付けのものでございます。

めくっていただいて「はじめに」のところですけども、まず右下にページ番号が書いてありますので、そこを読んでいきますけれども、4ページ目は上坂委員長からも指示がございました「我が国の原子力行政体制」について載せております。

3ページ目以降は、章ごとに資料を載せております。まず2番目、福島反省と教訓という部分ですけども、6ページ目に避難指示の解除状況、及び7ページ目には風評被害のアンケートの結果、この辺は白書からデータは取ってきております。8ページ目は深層防護の考え方ですね。9ページ目、これも白書から取ってきておりますけれども、過酷事故に対する様々な取組と。同じく10ページ目、安全研究。これも白書から取ってきております。11ページ目、プラットフォームですね。過酷事故については、プラットフォームが設定されておりますので、JAEA中心にやっている内容について紹介をしております。12、13ページ目は日本とアメリカの事業者の安全確立のための組織体制と。事業者というか産業団体と言ってもいいかもしれませんが、産業界及びその規制当局との関係も含めて体制図、組織図、安全向上のための組織図というものを作っております。14ページ目は、これは規制庁の、これも自主的な安全活動を促進するための検査、規制検査制度について載せております。15ページ目はリスク評価、リスクの活用ということで、原子力委員会と規制委員会のやり取りも載せております。16ページ目、これが防災ということで、防災指針(1)、(2)と16ページ目、17ページ目に載せておりますが、17ページ目はIAEAと日本の指針の比較をしております。18ページ目は防災計画・避難計画の組織関係、自治体と国。18ページ目は、現在のいわゆる避難計画と言われるものを取りまとめている状況です。20ページ目から24ページ目までは原子力賠償についてですけども、例えば22ページ目は各国の原子力賠償の比較をしております。24ページ目は条約ですね。CSCという原子力損害補完的な補償に関する条約、この体系、加盟国、そういったものについて説明をしております。

25ページ目以降が3のエネルギー安定供給、カーボンニュートラルに資する原子力エネ

ルギー利用ということです。26ページ目はカーボンニュートラルのIPCCの試算、COPで示されたものでございます。1.5℃目標を達成するための今後の試算というものです。27ページ目、28ページ目は原子力に対する各国のスタンスというもの。29ページ目がタクソミーの話ですね。EUのタクソミーで原子力が位置付けられておりますけれども、一定の要件が必要だと、特に原子力の場合には廃棄物処理の具体的な計画を持たなくちゃいけないとか、そういったことが載せております。30ページ目は地球温暖化計画の内容、31ページ目から33ページ目が、特に原子力分野ですけれどもエネルギー基本計画の記載ぶりということです。34ページ目はウクライナの侵略によるエネルギー安全保障政策の見直しというもので、LNGの供給について、これを載せております。35ページ目が価格動向。36ページ目が事業逼迫の状況と、以前よりは改善されてきているということは言っておりますけれども、非常に厳しい状況だということです。37ページ目は発電コスト及び統合コストについて。これも白書から取ってきておりますけれども載せております。続いて38ページ目は原子力事業の事業性・予見性の低下ということで、エネ庁の資料を載せております。39ページ目は我が国の電力自由化の進展の状況。40ページ目はサプライチェーンが、特に原子力ですけれどもサプライチェーンから昨今撤退が起こってしまっているということ。41ページ目は、昨年9月に規制委員会が出した審査プロセスの改善、その中身を載せております。42ページ目は現在の原子力の稼働状況。43ページ目は12月GX実行会議での原子力の記載ぶりについて書いております。同じく次世代革新炉について工程表的なものが、44ページ。45ページ目以降は長期運転についてのバックグラウンドということで、稼働させない、長期運転がないと、このままだと2050年、2060年と大幅に設備容量が減っていくということ。46ページ目から50ページ目までは、これはもう委員会でも資料を事務局から説明しましたけれども、長期運転の必要性ということで、国際機関の分析や原子力規制委員会の見解、あと経年劣化についての技術的な知見、そういったものを載せております。51ページ目は、今、エネ庁と規制庁を中心に検討が進む運転期間を延ばす新しい制度、その考え方が51ページ目、52ページ目。52ページ目は規制の仕方について、このように制度設計が規制委員会で検討されているという内容です。53ページ目以降は革新炉。これも以前のこの場で説明いたしましたけれども、53から62ページ目ぐらいまでが、様々な革新炉があって様々なメリットも課題もありますよという説明になります。続いて64ページ目、ちょっとこれは新しい資料を付けましたけれども、革新炉の多目的利用ということで、例えば左側のヨーロッパのプロジェクトですけれどもTANDEMプ

プロジェクトということで、SMRを電力系統に接続する際の様々な新しい方策、用途そういったものを、産業熱利用だとか、再エネとの連携、熱の利用とか、水素とか、そういったプロジェクトがありますので御紹介しております。あと革新炉、水素が製造できる特に高温ガス炉とか言われておりますけれども、各国様々、高温を使う場合、低温を使う場合、高温を使う場合でも日本とは違う熱化学プロセスでアメリカなどはやっているといったことを紹介しております。65ページ目は、これはもう一般的な資料ではございますが、熱、原子炉で高温ガス炉等々、高温の熱が出せるということはメリットではあるんですけども、この熱、耐熱というのは原子力だけではなく一般の産業においてもなかなか有効活用が進んでいないという分野でございまして、原子力でも熱があるからといってすぐに使えるわけではないということが少し書いております。66ページ目はサイクルの一般的な絵です。67ページ目、これが今の再処理工場、MOX燃料工場の竣工に向けた現在の状況ということです。68ページ目は使用済燃料対策の業界の取組。69ページ目がMOX燃料を使った場合、その使用済MOX燃料、この再処理技術がまだありませんので、その技術の研究開発。70ページ目、ロードマップですけれども、これは高速炉の開発戦略ロードマップということで、昨年末、政府の方でまた新しくロードマップが出されて、基本的にはナトリウム冷却高速炉が有望だというふうに評価をされて、その研究開発を進めていくということが決まっております。続いて71ページ目以降、国際潮流を踏まえた国内外での取組と。72ページ目が国際機関におけるレビューということで、福島の状態を中心ですけれども、IAEA、UNSCEARからそういったレポートが出ておりますということ。73ページ目はウラン濃縮と核、脱ロシアの状態ですけれども、ウラン濃縮、ロシアが一定の割合を世界中で占めるということが、ロシアのウクライナ侵略によって脱ロシアが進んでおりますので、これが今後どうなるかという問題があるかと思っております。

74ページ目は国際協力の下での平和利用、核不拡散・核セキュリティということで、まず75ページ目は東電の核セキュリティ、柏崎刈羽の核セキュリティの不正事案。76ページ目は原子力の平和利用ということで、各種条約について書いております。77ページ目は法体系。78ページ目は、先ほど申し上げたロシアによるウクライナ侵略ということで、軍事的脅威が原子力発電所にもあり、その安全対策が再認識されたと。ここではIAEAのグロッシー事務局長の七つの柱というものを載せております。79ページ目が、原子力委員会が出しているプルトニウム利用の基本的考え方。80ページ目が、プルトニウムバランス確保に向けての取組ということで、再処理中期計画を大臣が認可する際に原子力委員会も見解

を出すということが載せております。81ページ目はデジタル化とサイバー。これも以前、本委員会で説明しております。82ページ目が、規制委員会から出された御意見ではありませんけれども、利用実態がない放射性物質が日本の各地にあるということで、これについて現在の状況を載せております。

次、83ページ目は国民からの信頼回復ということで、84ページ目に、これは以前から委員会で使っている資料ですけれども、理解の深化に向けた方向性というポンチ絵的なもの。85ページ目が原子力、放射線に関する情報の保有量等々についてのアンケート結果。86ページ目が、これはアメリカの例ですけれども、意思決定プロセスへの公衆参加の取組ということです。

87ページ目が、廃止措置及び放射線廃棄物の対応を着実に進めるという章で、88ページ目が廃炉の状況について、廃炉の計画を載せております。続いて89ページ目が放射性廃棄物の分析をやっているという取組状況。90ページ目が分析計画とその分析体制の構築、その現在の進捗状況を載せております。91ページ目、これはよく使っている資料ですけれども、放射性廃棄物の処分。特に上の方は、低レベルの放射性廃棄物について、その処分の仕方を書いております。92ページ目、エネ庁から資料を取ってきておりますけれども、廃炉の円滑化に向けた取組ということで、新たに認可法人を設置して事業者がそこに資金を拠出するという仕組みをつくらうとしているということ。93ページ目が廃止措置のスケジュールということで、各種、各原子炉の廃止措置のスケジュールについて掲載をしております。94ページ目が、廃止措置含め、その出てくる放射性廃棄物の類型化です。同じく廃止措置により発生する放射性廃棄物の概要が95ページ目。放射性廃棄物の処理の流れが96ページ目。97ページ目は処分場、若しくは処分方法、そういったものが今どこまで決まっていて、どこからが決まっていないのかということを表にまとめたもの。98ページ目はそれを詳細にしたものです。99ページ目ですけれども、先ほども御紹介しました低レベル放射性廃棄物の処理・処分に関する考え方及び医療分野についての廃棄物についても触れた「医療用等ラジオアイソトープ製造・利用推進アクションプラン」、そのことについてもここに載せております。100ページ目は医療用廃棄物の取扱いの状況を少し詳しく書いております。101ページ目はクリアランス。102ページは、高レベル放射性廃棄物の現在調査をしている北海道の2自治体の状況です。103ページ目が海外ということで、フィンランドの最終処分について載せております。104ページ目は委員会でも議題にしましたが、倫理的検討。各国、国際機関等々で倫理的検討が進んでいるということを紹介してお

ります。

続いて105ページ目、ラジオアイソトープです。106ページ目、放射線利用の概要。107ページ目、現状。108ページ目も同じで、109ページ目は市場動向と市場規模、そういったものを載せております。110ページ目が、先ほど申し上げた「医療用等ラジオアイソトープ製造・利用推進アクションプラン」についてまとめたものです。

111ページ目、イノベーションですね。まず、112ページ目には「技術開発・研究開発に対する考え方」を委員会が出しておりますので、その内容。113ページ目は、研究試験炉の稼働状況を載せております。114ページ目は原子力のノーベル賞、参考情報だと思えますけれども。115ページ目が連携プラットフォームということで、軽水炉、過酷事故、廃止措置、そういったプラットフォームが動いているということ、もう一回ここで掲載しています。

116ページ目、最後ですけれども人材育成ということで、117ページ目が人材育成に関する原子力委員会の見解。118ページ目がサプライチェーン、人材育成とこれは対になると思えますので、サプライチェーンの維持強化とエネ庁が新しい支援策を考えているということ載せております。119から121ページはジェンダーギャップを中心に、現在のデータ及びパフォーマンスとの連動性ということを書いております。最後122ページ目は次世代教育ということで、副読本の作成及び日本原子力学会の教科書に対する提言と、そういった御紹介をしております。

すみません。駆け足でしたけれども、御説明は以上になります。

(上坂委員長) 説明ありがとうございます。

それでは、議論を行いたいと思います。

それでは、佐野委員からよろしく願いいたします。

(佐野委員) 御説明ありがとうございました。

まず、このパブコメ2,036件は、非常に多い数字ですが、このこと自体、原子力に関する関心はかなり高いということで、これは結構なことだと捉えて、それに対する回答は丁寧、可能であれば具体的な事例も幾つか入れて、分かりやすい文章で回答していただきたいと思えます。

それから、この参考資料ですけれども、これに対し一つ一つコメントするつもりはないのですが、全体的に「基本的考え方」の理解に資するという観点から分かりやすく絵とか図表、グラフ等々を含めていて、よくできていると思えます。各国の事例も、国際交流を踏まえて

だけではなくて、そのほかの項目についても事例、比較等々も含めていて、よくできていると思います。

是非、ユーザーフレンドリーな形で、可能であればカラーのまま付けていただければと思います。

取りあえず以上です。

(上坂委員長) ありがとうございます。

それでは、岡田委員、よろしくをお願いします。

(岡田委員) どうも御説明ありがとうございます。

私の方は、参考資料の方でとても分かりやすく、国民に対して理解しやすいものになっていると思っております。特に25ページ、「エネルギー安定供給やカーボンニュートラルに関する安全な原子力利用を目指す」のところですが、26ページに書いてありますように、150を超える国々が今世紀半ばのカーボンニュートラル目標を表明していること、そのためには原子力技術の重要性が強調されていることなど、国民の方々に知っていただきたい良い資料になっていると思います。

また、29ページ、EUタクソミーのところですが、先ほど御説明がありましたけれども、この原子力を進めるに当たって、一定の要件の中に低・中レベル放射性廃棄物の処分施設を持つことと、それから2050年までに高レベル放射性廃棄物処理施設が運用開始可能となることなどが含まれていることを、是非国民の皆様にも知ってもらいたいと思っております。

そして、116ページですが、この原子力を進めるためにも人材育成の強化は大事だと思っております。大学などのすぐに研究や技術者となる高等教育の人材育成はもとより、将来につながる人材育成のためにも、小・中・高の教育は大きな鍵を握っていると思っております。特に小・中は知識普及だけが今中心になっているようなところがありますけれども、教育、特に理系の人材育成として、文科省等の協力を得て、やはり理系の子供たちを、理系に進学できるような子供たちを育てていくのに是非、力を入れていってほしいと思います。そのことについてもいい資料になっていると思います。

また、119ページのジェンダーギャップ指数のところですが、日本は、ここにも書いてありますように、先進諸国と比べ低い水準にあることはよく知られています。これは原子力分野の産業についても同じであります。理工学系の女性が非常に少ないということが大きな問題になっていると思います。多様な人材が原子力産業に入ることがイノベーションにつな

がると私は信じております。このことを知っていただく資料として、これを国民の皆様にご利用していただきたいと思っております。

以上です。

(上坂委員長) ありがとうございます。

それでは、参与の方々からも専門的な観点から御意見を頂ければと存じます。

まずは、青砥参与、よろしくお願いいたします。

(青砥参与) 大変たくさんの御意見を頂いたようで、数え方が同じか分からないのですが、前回の報告書を見ますと、到達件数として728件となっています。今回、同様の数え方だとすると3倍ぐらい来ている。そうしますと、前回の回答にも見られるように、ある程度カテゴリライズするといいますか、同趣旨の意見をまとめて答えるという工夫も必要かと思えます。数も3倍になった今回、どういうふう回答しようと考えられているのか、もし具体的に方針が決まっていたら教えていただきたい。なぜそういう話をしたかといいますと、その回答に後で紹介された参考資料はどう使われるのか。参考資料を参照したような形で答えられるようなことがあるのか、あるいは両者は独立したものとして、今回説明された資料が仕上がりイメージなのか、教えて頂きたい。

回答によっては多分本文中に追補することも出てくると思いますが、一方でこの参考資料は、先ほどからお話があるように大変丁寧にいろいろな整理がされています。こちらを充実させることで、回答やあるいは読んだ者の理解が誤解に近いものであった場合、さらに理解が深まるというようなことも考えられますので、今日、紹介あったこの参考資料の取扱い、今後の取扱いについてももう少しお話しいただければと思います。

以上です。

(梅北参事官) ありがとうございます。事務局ですけれども、回答、今作業を進めておりますが、青砥先生に今おっしゃっていただいたように、やっぱり様々な御意見ございますけれども、ある程度は類型化をさせていただいて、それについて回答するという形がいいのではないかと事務局としては考えております。

結構大きな数になっておりますので、どういう形で類型化ができるかというのはまだ思案中でございます。出来上がりましたら来週若しくは再来週この委員会でお示しをして御議論いただければというふうに考えておりますし、この参考資料も含めまして活用という御意見を頂きながら、我々も横で見ながらこの参考資料を作ったところもございまして、引き続きこの参考資料、御意見も頂きながら、より充実させた方がいいというものがございま

したら検討させていただきたいと思っております。

(青砥参与) ありがとうございます。よろしくお願ひします。

(上坂委員長) それでは、畑澤参与、よろしくお願ひします。

(畑澤参与) 今回たくさんの御意見が届いたということで、これは大変、国民の皆様の関心が高いということを表す非常に大きな指標になると思います。そういう意味で、高い関心を持っていただいているということがよく理解できました。

「基本的考え方」、それから参考資料ということで、あと残りはパブリックコメントに対する回答という3部作になるんだと思うんですけども、いかにして国民の皆様に読んでいただけるか、広報の方法というのも大事ではないかなと思います。

やはりいろんな議論をする場合に、きちんとしたデータやエビデンスを基に議論しないことには、間違った議論であったり無駄な議論であったりしますので、ここに載っている確かなデータ、エビデンスに基づいた議論を進めていくべきだと思いますので、できるだけ多くの方にこれを読んでいただく、そういう手法をもし何か考えておられたら御教示いただければなと思いますし、それが是非必要ではないかなと思っています。

(梅北参事官) ありがとうございます。

こういうふうに原子力委員会で検討若しくは最終的にまとめていただくもの、「基本的考え方」もそうですし、白書、そのほか様々な見解というものをを出していただいております。白書もそうですけれども、今回の「基本的考え方」もこういう参考資料をお付けして、先生がおっしゃったデータ若しくは分かりやすい御説明、場合によっては正確性というよりも、正確性も当然ありますけれども、分かりやすさを優先した資料の構成ということもやっていく必要があると思っていますので、そういう観点で今回も参考資料を作っております。

白書も「基本的考え方」も、国民に対する周知という意味において、機会がありましたら積極的に、委員の先生方若しくは場合によっては事務局も出向いて行って御説明をさせていただきたいというふうに考えております。

(畑澤参与) ありがとうございます。

(上坂委員長) 委員長、上坂です。

まずは、非常に多くの御意見を寄せてくださった方々に感謝申し上げることが第一でございます。それから、それに応えるべく、もう委員や参与の方から御指摘ありましたけど、しっかり分かりやすくこれから回答して行って皆様にお見せしたいと存じます。それが第一であります。

それで、そのためにもいいかと思ひまして、この参考資料について、私自身重要と思うところ、それからコメントしたいところ、幾つか言わせていただきます。

まず、4ページ目、行政体制ですね。「基本的考え方」の本文としても大分議論しましたが、まとめてくださったと思います。特に右側に、今の最新の基本方針と計画が出ています。担当の部署が分かりやすくなりました。また法律も出ています。原子力政策に関する行政機関の対応と、それから法律や計画、指針の出どころ、これらが非常に分かりやすいと思いました。この資料、非常によろしいと思います。

それから、15、16ページです。昨年の10月28日に行いました規制委員会と原子力委員会との意見交換の代表的な質疑がここに書いてあります。これもよろしいかと思ひます。それから、そこから下が原子力災害対策です。18ページに関わる機関の協力体制が出ており、ここも国の役割と地方自治体等々の役割がよく問われるところです。そういう意味では非常に分かりやすく、しっかり説明していると。特に16ページの下にある「放射性物質放出後」、ここの「OIL（運用上の介入レベル）に基づく意思決定」と、その真下の「あらかじめ決められた判断基準（OIL）」ですね。これの比較が17ページにある。左がIAEA、右が日本のものであると。値を比較すると日本が厳しめになっているということが、非常によく分かる。ここが規制庁の役割で、それに対して各下にある機関が、矢印がありますが、協力しながら防災避難計画を作っていくと。非常に分かりやすいと思ひます。

その結果、19ページの黄色いところにありますように、原発立地地域でこの緊急時対応がもうまとめられつつあるという状況になっているということです。防災避難計画につき、心配されている方が多数おられる。これを見ていただくと非常に進展しつつあるということを理解して下さるのではないかと思ひます。

それから、22ページの下ですけど、原子力損害賠償ですね。先週、文科省から現状を詳細に話していただきました。事業賠償責任の有限・無限が国によってまちまちであると。そういう様子がこれで非常によく分かる。国によって損害賠償の捉え方の違いがあるということが分かる資料であります。

それから、42ページに現状の稼働状況が書いてある。去年は再稼働10基ですけど、今1基点検中で9基動いている。昨年8月に首相が冬に9基動かすと言ったのが、これでぎりぎり達成されているということが分かりますね。

それから、37ページ。再生可能エネルギーが変動すると、それを火力が補うという様子、原子力・水力等がベースロードであるということが右下の図で非常に分かりやすく出ていま

す。これは次の各省庁等の課題だと思いますけれども、配電するグリッドと配電図。そういうものが変動すると電源と配電がどうなっていくのかということ、今後白書等々で検討していけばと思います。

それから、54ページは革新炉。様々な炉型があって役割が違うということも説明し、また根拠も書いてあります。

それから、64ページには、革新炉は発電のみならず様々な産業用、医療用があるというのが書かれている。ここで他産業・他分野と原子力が連携して活動していくことが重要であるということが分かると思います。

それから77ページです。これはセキュリティですが、その前のページの75ページにID不正事案が発生していることが書いてありますね。私もよく発言するのですが、原子力の安全というと、対象が原子炉や核物質で、物理的実態が明確です。これをしっかりと安全に管理するということが明快です。セキュリティの場合に何が根拠になっているのかということがなかなか分かりにくい。その根拠がここに書かれていると思うのですよね。一番上が発電所現場で守るべき原子炉等規制法ですが、そのベースにはここにあるような国際関係ですね。条約や勧告、決議があるということなので、もう国際の中の原子力だと、そういう一員だと、そのためにセキュリティは守らなきゃいけないと。そういうことが、この図は表してくれていると思います。

それから、あとは78ページの方に、最新のウクライナの状況が入っているということ。

それから84ページ、この図は我々が言うのもなんですけど、とてもいい図だなと思って、左に情報の階層があって、一番下が研究成果、あと専門家に向けた情報、それから上が一般向け、あとその橋渡しがあると。これを右側に、国民に説明していくときに、何名かの社会人文系の先生方がおっしゃっているコミュニケーターの活用ですよ。全て技術の方が説明するのではなく、コミュニケーターの活用も組み合わせるということが、非常に縦横に見えやすいのではないかと思います。

それから、これも次の課題ですけど、85ページのアンケートですが、これはもうすぐ文化財団の新しい結果が出ると思うんですけど、たしか年齢層ごとの意見の違いも出ていたので、それも次回の白書等々では層別していければなど。

それから89ページ、これは福島廃炉ですけど、今ALPS処理水、それからデブリの試験取出しですが、今後もやはり大量の廃棄物が出てきて、これからも大変な処理作業があるということが非常によく分かります。

それから96ページ、一般の原子炉の廃炉で、埋設処分施設が未定というところが幾つかありますが、これ低レベルなんですよね。低レベルはとても大量にあり、ここを解決しないと廃止措置が進まないということが、ここが課題だということが非常に分かる資料だと思います。

それから99ページ、原子力委員会の役割ですけれども、低レベル廃棄物処理に関する基本的考えの見解を出しています。低レベル、この(1)のところですね。それから(2)は、研究、大学機関からの廃棄物もしっかりと処理・処分しなきゃいけないと。それから下が、去年の5月に出したラジオアイソトープのアクションプランの中で医療用の廃棄物もしっかりと処理するというので、今回の「基本的考え方」で我々の低レベル廃棄物の処理・処分についての方針を全てまとめて提示したということになると思います。これもとても分かりやすい資料です。

それから、103ページは最終処分の世界の状況。日本だけではないんだと。そして、各国、先行するフィンランド周辺ではもう30年以上の年月を掛けて丁寧な説明を繰り返して進展しているということ、是非分かっていたきたいと思っています。

それから109ページですが、先ほど申しましたように医療用ラジオアイソトープのアクションプラン。その根拠が右側の上ですね。このラジオアイソトープは従来診断だけでしたが、治療が入ってきてニーズ、利用規模が上がっていると。それに応えるべく策定したアクションプランであるということでもあります。

実は先週の土日に福島で、この核医学の国際会議があって畑澤参与と一緒に出席してきましたですけれども、私もアクションプランの話をしたのですが、多くの方々が、化学の先生がこのアクションプランを言及してくださり、スライドで紹介してくださって、とても励まされた次第で、是非この109ページの市場の増進に対して、しっかりとして国として応えていけるようにしたいと思います。

それから120ページ、ジェンダーバランス、女性比率ですが、これは原子学会の資料ですが、横軸がいろいろな学会の人数で、縦軸が比率ですけど、これは日本の特徴ですけれども、生物・医学・農学系(緑)はとてもいいと。一方、数学・物理・化学・地学系(青)が余りよくないという傾向が非常にあるんですね。そういう意味では、アクションプランというのは、この緑の方々にとてもインパクトを与えられるのかなと。それだけで終わらせるのではなくて、是非この青のところの物理・化学を含めた原子力系、原子力系は青の層になると思うんですけれども、原子力工学と、緑の生物・医学系を組み合わせ、全体を底上げで

きればなど。そういうことで、アクションプランというのは、特にこの原子力工学における再処理とか廃棄物処理、それから処分、そういうのとうまく結び付けて、全体のリクルート、人材育成にも貢献すると同時に、この多様性にも貢献していけると期待するところでありませぬ。

それから、最後122ページですが、一番下に小・中・高の教科書の話がありますが、先ほどの原子力文化財団のアンケートもですが、年齢層ごとの意見の差というのもあると思ひますし、今までのアンケート意見を聞いていますと、小・中・高で十分原子力放射線が勉強できなかったという意見があるので、是非、教科書や授業で原子力や放射線を扱っていただけるとよろしいかと思ひます。

私からは以上でございます。

それでは、ほかに質疑、意見ないようでございますしたら、本日の議論を踏まえて、事務局にて意見募集の結果及び参考資料を取りまとめていただきたいと思ひます。

それでは、議題1は以上でございます。

次に議題2について事務局から説明をお願いいたします。

(進藤参事官) 二つ目の議題は、リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センターにおける使用済燃料貯蔵事業の変更許可(標準応答スペクトルを考慮した変更等)についての答申でございます。

令和5年1月12日付で、原子力規制委員会から原子力委員会に諮問がございました。これは、原子力規制委員会が使用済燃料貯蔵事業の変更許可を行うに当たり、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の5第3項の規定に基づき、使用済燃料貯蔵施設が平和の目的以外に利用されるおそれがないことの基準の適用について、原子力委員会の意見を聴かなければならないこととされていることによるものです。

本日は、この諮問に対する答申案について御審議をお願いいたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(下村補佐) それでは、事務局より資料第2号に基づき御説明いたします。

本日の諮問内容ですが、先週、原子力規制庁からも御説明がありましたとおり、むつ市にございますリサイクル燃料貯蔵センターにおける基準地震動に、震源を特定せずに策定する地震動として標準応答スペクトルを考慮した地震動を追加するということを主な変更内容とする、そういった諮問案件でございます。

これに対します答申案としましては、原子炉等規制法第43条7第3項において準用する

同法第43条の5第1項第1号に規定する許可の基準の適用については別紙のとおりであるとし、次のページに行ってください、別紙の記載でございます。

本件申請については、まず一つ目のポツですが、こちら事業の目的に関する記述です。先ほど申しあげましたとおり、基準地震動についての変更でございますので、こちらにつきましては、東京電力ホールディングス株式会社及び日本原子力発電株式会社の実用発電用原子炉の運転により生じる使用済燃料を貯蔵するという事業の目的に変更はないこと。これが一つ目でございます。

二つ目のポツの内容ですが、こちらは使用済燃料の取扱いに関するものです。こちらにつきましても、申請者が東京電力及び日本原電と締結している使用済燃料貯蔵契約に基づき、使用済燃料を東京電力又は日本原電に返還するとしていること。こちらにも変更がないということでございます。

これらの諸点については、その妥当性が確認されていること、加えて我が国では当該使用済燃料貯蔵施設も対象に含めた保障措置活動を通じて、国内の全ての核物質が平和的活動にとどまっているとの結論をIAEAから得ていること。また、本件に関して得られた全ての情報を総合的に検討した結果から、当該使用済燃料貯蔵施設が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められるとする原子力規制委員会の判断は妥当である。

以上でございます。

(上坂委員長) 説明ありがとうございました。

本件につきまして、先週、規制庁さんから詳細の説明を受けて、安全環境問題ないし、また使用済燃料の取扱い、今、御説明あった使用目的に関しては問題がないと説明を受けました。これで本件につきましては案のとおり答申するという事で、よろしいでございましょうか。

(佐野委員) 私はこの答申案で異議はございません。

(岡田委員) 私もこの答申案で異議はございません。

では、御異議ないようですので、これで委員会の答申とすることとしたいと思います。

それでは、議題2は以上でございます。

次に議題3について、事務局から説明をお願いいたします。

(進藤参事官) 今後の会議予定について御案内いたします。

次回の定例会につきましては、2月7日火曜日、14時から。場所は、本日と同じ6階の623会議室でございます。

議題については調整中であり、原子力委員会ホームページなどによりお知らせいたします。

(上坂委員長) ありがとうございます。

それでは、その他、委員から何か御意見、御発言ございますでしょうか。

では、御発言ないようですので、これで本日の委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。

ありがとうございます。